

「民泊」規制条例の課題

暮らしの安心と宿泊者の安全の確保をめざして（京都市）

党京都市議 くらた共子

入れ、シンポジウムの開催等をおこなうなど、市議団をあげてとりくんできました。

「民泊」、「違法民泊」とは

「民泊」は、二〇〇〇年代後半から、インターネット上で民家の空き室・空き家を貸したい人と旅行者をマッチングさせるサービスが登場し、個人レベルで気軽にはじめることができることから、世界的に急速に拡大しました。



界や海外資本、富裕層の投機対称として大規模な規制緩和をおこなうことになります。

「違法民泊」への厳格な規制こそ必要

二〇一八年六月施行の「住宅宿泊事業法」は、これまで自治体の許可を必要とした宿泊営業を規制緩和し「届出」だけで営業を可能とするものです。このことは、問題の焦点となっている「違法民泊」を合法化しひろげるものであり、重大です。

そもそも、「住宅宿泊事業法」の本質は、空き家、空きマンショーン・アパート（居室および棟丸ごと）に目をつけた賃貸・不動産業

京都市内においては、現行の旅館業法において許可を得ている「民泊」や「簡易宿所」でさえ、近隣の住環境にさまざまな影響を与え、トラブルが続出している実態があります。

そこでこれらをもとに、「住民緩和となる「住宅宿泊事業法」の実施にたいして、自治体が事業者に厳格な規制を課す条例を制定し、住民と宿泊者の安全を確保する責務を果たすことが強く求められています。

党京都市議団は、一六年に「民泊」の規制緩和による市内中心部観光地での実態調査をはじめ、旅館業組合や京滋マンション管理対策協議会、個人タクシー協同組合、ホームステイ型宿泊施設関係者グループ、不動産業界等々との懇談や聞き取り調査をおこなってきました。

「民泊」では、旅行者とくに海外からの旅行者の場合などでは、伝染病などの媒介となる可能性や、火事などの災害に直面したときに慣れない建物で避難路がわからず被害が拡大するおそれ、あるいは犯罪に利用された場合に補足

があります。こうしたもとで、周辺住民と旅行者の生命財産を守る必要があります。

旅館業法による規制では、対面での受け付け、宿泊者名簿の整備、消防法の構造基準などさまざまな規制があり、このような規制は、日本のみならず諸外国でもおこなわれています。

本来、旅行者を宿泊させて対価を得る行為は旅館業法上の「許可」を得ることが必要で、無許可で宿泊事業をおこなうことは法律により禁止されていますが、これをおこなっているのが「違法民泊」です。ところが、Airbnbなどの「民泊」仲介サイトは、旅行者を宿泊させる「ホスト」の情報や宿泊物件の情報をゲストにしか知らせないため、取り締まりが困難になっています。

京都市内におけるAirbnbの登録施設数は約五千五百とされていますが、うち少なくとも三千以上が旅館業法の許可を得ずに事業をおこなっている「違法民泊」です。

「観光都市」を標榜する 京都市の「民泊」問題

を打ち出しました。

京都市は一六年十月三十一日、「宿泊施設拡充・誘致方針」を発表しました。この「方針」は、二〇二〇年の東京オリンピック・パ

ラリンピックを節に、その後も観光客が増大する見込みをもとにしています。そこでは、国がしめした「一〇一〇年に四千万人」とい

う党市議団は、ホテル建設ラッシ

ュとともに、その特徴的な事例として、ホテル誘致のために宿泊施設の立地が制限されている地域（住居専用地域、工業地域、市街化調整区域）への「上質宿泊施設」（地域特性を活用し、京都の魅力が体験できる宿泊施設＝市の説明から）の設置拡充を特例で認めたことは、京都市の都市計画の根本を覆す重大な問題であるとして、きびしく指摘してきました。

一方で、地域に根差して営業してきた旅館は、京都市内の二百九

十六軒のうち百四軒が休業状態（一五年度）となつており、京都

はおこなわないと

外資系ホテルの進出をはじめと

会議(Meeting)、企業等の報

奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機

関・団体、学会等がおこなう国際

会議(Convention)、展示会・見

本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のこと)であり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

（注）MICEとは、企業等の

会議(Meeting)、企業等の報

奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機

関・団体、学会等がおこなう国際

会議(Convention)、展示会・見

本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のこと)であり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

（注）MICEとは、企業等の

会議(Meeting)、企業等の報

奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機

関・団体、学会等がおこなう国際

会議(Convention)、展示会・見

本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のこと)であり、多くの集客交流が見込まれるビジ

ネスイベントなどの総称。

（注）MICEとは、企業等の

会議(Meeting)、企業等の報

奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive

泊施設の建設を特例で認めないと。

④「民泊」への指導体制を強化し「違法民泊」をなくすこと。住居専用地域への「民泊」は認めないこと。玄関帳場に従業員が常駐していない簡易宿所は条例違反であり、きびしく指導すること。

「京町家」（京都市内の木造の店舗兼住宅）の一棟貸しについても同様の義務を課すこと。

⑤市街地へのマイカーの流入規制を徹底し、公共交通優先の対策を強化すること。

「東山区」の調査から浮かび上がった「民泊」の実態

「民泊」施設急増地域の一つが、清水寺や高台寺、八坂神社などで知られる東山区です。党市議団は、一七年五月十七日、東山区のなかでも「民泊」等の集中立地が想定された「六原学区」を調査しました。

その結果、同学区では、一四年の時点で十六カ所だった宿泊施設

が、一七年三月末の時点です四十八カ所に増えています。さらに、今回の調査で、工事中（六カ所）、申請中（十二カ所）、許可無し営業中の「違法民泊」（十三カ所）

など、四十八カ所の許可施設以外に「未許可」「無許可」と思われる宿泊施設が、確認されたものだけでも三十一カ所ありました。

許可を得ている施設でも、出入りするカギの形状が「番号キー」や「ICカードキー」など、鍵の受け渡しを必要としない施設が二十カ所、常駐の従業員が不在で、対面での受け付けを実施している十五カ所もありました。

住民への聞き取りで、「夜中に大きな音がしたり、間違えてわが家のチャイムを鳴らしたり」、「誰がオーナーかわからないから、なにがあつたらどこに言えばよいのかわからず不安」など、宿泊施設の急増で、住みにくい街になってしまふことを心配する声が相次ぎました。

党市議団は、調査結果のまとめを京都市に情報提供し、行政とし

ての検証と結果報告を求めました。その後、次つぎと地元住民が立ち上がり、「非常事態宣言」を発表した自治会も生まれました。

「暮らしが壊れ、住みづけられない！」の切実な声

市議会へ陳情も提出しました。党市議団も力を合わせ、一年かけ、ようやく事業者を撤退へと追い込むことができました。

伏見稻荷近くの砂川学区——「違法民泊」で異常事態に

市内でもっとも外国人観光客が訪れる観光地が「伏見稻荷大社」です。この伏見稻荷大社に近い砂川学区では、突然、町内の空き住宅に多数の外国人観光客が宿泊はじめ、ごみの散乱、たばこの吸い殻のポイ捨て、深夜の大げんか、隣の空き地の柵を壊し不法侵入、無余地道路に違法駐車、さら

に早朝・深夜のキャリーバックを引きずる不快な音など、さまざまなトラブルが発生する異常事態となり、近隣住民に大きな不安と怒りを引き起こしました。

しかも、この「民泊」は旅館業許可を得ていない「違法民泊」で西陣織物の产地、西陣地域では、西陣織物業を営んできた家主の移転後、不動産会社の所有となつた空き家で「簡易宿所」の計画が持ち上がりました。

事業者は、市内の他行政区で宿泊施設を営業していたところ、違

法営業の疑いで行政指導を受けた経験が指摘されています。近隣住民が「住民説明会を開いてもらいたい」と要請したところ、事業者は「法律にも条例にも説明会は規定されていないので開くつもりはない」と拒否しました。そこで町内会長をつうじて相談が寄せられ、京都市へのはたらきかけはじめ、説明会を開催させてきました。

この宿泊施設は、両隣、裏側の家屋とわずか四十センチしか隙間のない住宅密集地の住宅です。二階のベランダに宿泊客が上がれば、近接住居の窓と向き合う構造で、住民からは「家主不在の営業は認めない」、「タバコの火の不始末など火災が心配」、「二十分以内に駆けつけるでは間に合わない」などの声が相次ぎました。

住民は事業者の対応を警戒し、市長にたいする要望書を提出、町内会との協定書を締結するまで営業許可しないことを求めていました。

たゲストハウスの事例

れています。

京都府庁周辺のゲストハウス建設計画について、関係町内会が合同で説明会を事業者に要請し、説明会が開催されました。ところが

初回の住民説明会に事業主は出席せず、建築設計事務所担当者、工事施行業者、事業管理者だけの住民対応となつたのにたいして、住民が口ぐちに抗議し、第一回目の説明会は流会となりました。

仕切り直しの第二回目の説明会の場で事業主が非礼を詫び、住民側の強い要望であった従業員の常駐について了解、町内会への加入、町内行事への参加など町内会との協力関係の構築を盛り込んだ協定書の締結へと運びました。

「違法民泊」根絶に逆行する 「市政リストラ」

京都市における「違法民泊」の実態は、京都市が一六年五月度におこなった調査の結果として、許可を受けた施設は全体のわずか七%（調査対象二千七百二一件）とさ

ら「消防法違反が疑われる「民泊」を指導しようにも、事業主が特定できない」との指摘がありました。市民等から違法行為が疑われる通報がなされたなら、調査をして指導にあたるのが行政の務めです。しかし京都市は「違法民泊」が大きな問題となるなか、各行政区に合計で九十人配置された職員（民泊対応をふくむ保健衛生職員）が一七年度から市内一カ所の「医療衛生センター」にまとめられ、わずか十八人しか配置されませんでした。そのため、住民の苦情の対応に手が回らず、市民のなかに不信をひろげています。

党市議団は、衛生部門の集約化、市政リストラは「違法民泊」の根絶を逓らせることをきびしく指摘し、人員体制の抜本的改善をくり返し求めてきました。しかし、京都市は一七年十月から担当職員二人を増やしたものの、根本

京都市「民泊」に係る新たなルール（案）の問題点

4

従業員の常駐を協定書で締結し

準備をすすめています。京都市

京都市は、住宅宿泊事業法の施行にともなう条例案の骨子を検討する有識者会議を設置し、一七一年十一月に出された答申をもとにした「京都市の「民泊」の適正な運営等に係る新たなルール（案）」を十二月に発表し、パブリックコメントをおこなっています。

ここにしめされた内容は、市長がくり返しのべてきた「法律の限界に挑戦する」には程遠く、「ルール（案）」の目的に、「おもてなし」、「民泊ならではの付加価値」等を掲げ、宿泊者による迷惑防止よりも宿泊環境整備を強調しているなど、市民の生活環境を守り、宿泊者の安全を確保するための規制を課すものとしてきわめて不十分なものとなっています。

党市議団は、現在、この「ルール（案）」の問題点を整理し、条例案にたいする修正案を提出する

「ルール（案）」の問題点については、以下のとおりです。

地域は「営業日数〇日」もふくめた規制が必要と考えます。

①営業日数を制限すべき区域に

市「ルール（案）」でしめされ、た営業日数制限の具体的な内容は、住居専用地域における制限だけで、営業日数の上限を年間六十日、一～二月のみと限定しました。ただし、家主居住型と京町家における住宅宿泊事業への規制は

ありません。

管理者・従業員について、「ルール（案）」では、常駐を原則としつつも、客室から半径八百メートル以内、十分以内を目安とした「駆けつけ要件」を設定するとしています。

の質疑で市当局は、「例外を認めなければ法の趣旨（住宅宿泊事業法八条、十条）を逸脱する」とのべるなど、訴訟となつたさいに敗訴することを避けることに傾倒しています。住民と宿泊者の安全を守る自治体の使命と役割が後退するという問題があります。

さらに「簡易宿所への監視指導を強化」するとしながら、宿泊者の安全にかかる衛生管理定期監査を省略する方向までしめしていくことは重大です。そもそも、パンデミック（感染症の世界的流行）を想定した感染症対策がとれる規制が必要です。

②管理者・従業員の常駐等の義務付けについて

ています。住民と宿泊者の安全を守る自治体の使命と役割が後退するという問題があります。

党市議団は、宿泊施設内への「管理者常駐」の義務付けを求めます。

ンデミック（感染症の世界的流行）を想定した感染症対策がとれる規制が必要です。

③宿泊事業者の衛生・安全確保義務について

「ルール（案）」では、衛生管理基準等は原則として旅館業法における簡易宿所と同等とすることを求めるのみとなっています。

「住民への事前説明については、「ルール（案）」では事業者に求めるとしてするのみで、協定書の締結も義務付けておらず、重大です。

④地域住民への迷惑防止について

消防法令適合通知書の提出と、問題となつてゐる市内中心部、木造住宅密集地、細街路、袋路の防火にたいして、一・五メートル以上の幅員確保を求めるとしていますが、例外規定が設けられており問題が

市は「地元自治会や周辺住民等に事業計画の事前説明をおこなう」としていますが、現に、一部の地域役員の了解で事業が実施され、影響を受ける近隣住民が説明を聞く機会が保障されなかつた事

党市議団は、家主不在型について

て、①住居専用地域、②木造住宅密集地・細街路・袋路、③学校や児童福祉施設周辺、その他必要な

例外は認めるべきではないと考えます。

難路として一・五メートル幅員通路では、消防車も入れず安全担保の根拠がありません。

ゴミ出しについて、家主居住型をふくめ、廃棄物処理業者との契約書の写し等の書類の提出を求め

るとしていますが、市は、「事業系ごみとしての性質を理解してもらうことが目的」と説明しています。

また、騒音防止等についての記述がなく、問題があります。そもそも、例外として対面なしの本人確認を認めることは、「注意書きを読んで下さい」という程度の迷惑防止に留まることが想定されるため、認められません。

党市議団は、地域住民への説明会と協定書の義務付けを求めます。

⑤集合住宅における「民泊」の規制について

分譲マンションにおける営業について、「ルール（案）」では、管理規約に営業の可否が明記されない場合は、管理組合により住宅宿泊事業の営業が禁止されていないことを確認できる書類を提出させるとしています（一方、旅館業法にかんするルールでは「管理制度組合が旅館業の営業を認めていことを確認できる書類の提出を求める」とし、これを「住宅宿泊

事業法に係る本市独自ルール（案）と同内容のもの」と記載している）。

住宅宿泊事業にたいして、少なくとも旅館業法において規定しているものと同様の規制を設けるべきです。党市議団は、集合住宅における「民泊」は規制する必要があると考えます。

⑥「違法民泊」の根絶について

「ルール（案）」では、「違法民泊」について直接的な記述がありません。

一方で、無届・無許可営業を

「少なくとも過去三個月の間」違法営業をしたことがない旨の誓約書を提出すれば営業を認めるとしていますが、これでは、それまで「住宅」でなかつた建物を「住宅」といえるための条件を備えればよいということになり、無許可営業等の違法を不問とするもので

事業者の条件としては、家主居

いまこそ、自治体の役割發揮を

住型は届け出までに三ヶ月以上事業者が居住していくことを求め、

国外の事業者については国内に代

理人を置くことで営業を可能としますが、いずれも届け出後の「民泊」等の宿泊施設の矛盾を可視化し、さらに矛盾を深める「住宅宿泊事業」にたいする規制の必要性を唱えてきました。

党市議団は、市民からの通報・相談への対応、定期的な施設監査をおこなう体制を、行政区ごとに機能させることを求めます。

党市議団は、以上のようなポイ

ントを整理したチラシを作成し、新聞折り込みや全戸配布に活用しています。市民に、京都市が一八年二月議会に提案を準備している条例案の問題点をひろく知らせ、運動を組織しながら、議会での論戦と結んで、市民の暮らしと宿泊者の安全を確保する「民泊」条例の制定をめざしています。また、一八年一月二十七日には、第二回シンポジウムを企画しています。

この「民泊」問題について、すでに先行して、さまざまな手法を用いて条例案を検討しておられる全国の自治体、議会の経験にも学び、京都市の「民泊」条例が住民の暮らしと宿泊者の安全、地域コミュニティを守るものとなるよう力を尽くしたいと思います。

党市議団は、市民とともに住環境を守る運動にとりくみ、現在の

「民泊」等の宿泊施設の矛盾を可視化し、さらに矛盾を深める「住宅宿泊事業」にたいする規制の必要性を唱えてきました。

これにたいして市長は、「法律の限界に挑戦する」と強弁する反対、「法律は超えられない、法律を超える条令はつくれない」などときびしく規制することから逃げ腰です。

党市議団は、法的解釈の妥当性を見極めながら、冒頭にのべた矛盾の産物としての法律のなかでも「住環境との調和」が規定されています。ところの趣旨に照らし、自治体の裁量権を最大限に生かす立場に立つてこそ住民の福祉に寄与する自治体の本領が發揮できると考えます。

この「民泊」問題について、すでに先行して、さまざまな手法を用いて条例案を検討しておられる全国の自治体、議会の経験にも学び、京都市の「民泊」条例が住民の暮らしと宿泊者の安全、地域コミュニティを守るものとなるよう力を尽くしたいと思います。